

# 税金の各種控除に関するお知らせ

## ◎～65歳以上の方へのお知らせ～障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。



### 【申請する必要がない方】

対象者またはその扶養者の申告が必要ない場合、申請する必要はありません。

### 【対象】

町内に住所を有する65歳以上の方で、要介護認定により要介護1以上と認定されていて、なおかつ認定資料（主治医意見書または認定調査票）で「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態を確認できる方。

※要介護認定を受けていても、障害者控除の対象とならない場合があります。

※身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳等を申告時に提出すると控除を受けることができますが、手帳と認定書での区分（障害者・特別障害者）が異なる場合は、下記まで問い合わせてください。

### 【申請窓口】

保健福祉課介護保険係（シルバープラザ内）、住民生活課国民健康保険係、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

## ◎おむつ代の医療費控除のための確認書発行の条件が変わります

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、一定の条件に該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

令和6年中の収入に係る申告分から、条件が次の通りとなりますので、「おむつ使用の確認書」が必要な方は申請してください。

### 【おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の場合】

おむつを使用していた年に受けていた要介護認定、およびその認定を含む有効期間が連続している複数の要介護認定について、おむつを使用したその年以降の有効期間を合算して6か月以上となるすべての主治医意見書において、「寝たきり」であり、かつ「失禁への対応としてカテーテルを使用している」こと、または尿失禁が「現在あるか、または今後発生する可能性が高い状態」であることが示されていること。

### 【おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合】

おむつを使用した年に作成された主治医意見書について、現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であり、おむつを使用した年に作成されていない場合は、その要介護認定の主治医意見書が必要です。この意見書において、「寝たきり」であり、かつ「失禁への対応としてカテーテルを使用している」こと、または尿失禁が「現在ある、または今後発生する可能性が高い状態」であることが示されていること。

### 【申請窓口】

保健福祉課介護保険係（シルバープラザ内）、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

【問い合わせ先】 保健福祉課介護保険係（シルバープラザ内） ☎0137-64-2111